

【納骨堂】特別措置 合意書

宗教法人築地本願寺（以下「甲」という）と納骨堂名義人_____（以下「乙」という）とは、下記表1の____に所在する納骨堂（以下本件「納骨堂」という）における収蔵及び管理・処分について、本書面を以て合意確認する。

（表1）

	納骨堂	所在地
①	築地本願寺納骨堂	東京都中央区築地三丁目15番地1号
②	和田堀納骨堂	東京都杉並区永福一丁目8番1号
③	慈光院納骨堂	東京都墨田区横網一丁目7番2号

《本件納骨堂の合意内容》

収蔵予定者（乙_____氏名_____氏名_____氏名_____）

※既に収蔵されているお骨については記入不要

使用（収蔵）区画（_____）

1. 甲は乙の申し込みにて納められた特別措置懇志_____円に対し、本件納骨堂収蔵区画の年次冥加及び委託管理料は、全ての収蔵予定者が死亡後_____年までの間納入されたもの（年次冥加未納の方は_____年分より未納分を差し引く）とし、甲は当該期間（以下「管理受託期間」という）本件納骨堂収蔵区画における収蔵予定者の収骨収蔵を存続させる。
2. 収蔵予定者の生前における年次冥加金の未納期間が_____年に達したときは、甲は納骨堂使用の許可を取り消すことができるものとし、この場合、甲が定める築地本願寺和田堀廟所納骨堂管理規程第6条（2・3・4）項の定めに従って、処理をする。
3. 乙の死亡後、乙の他に収蔵予定者がいる場合は、速やかに承継手続を行わなくてはならない。なお、収蔵予定者以外は承継をすることができない。
4. 合意成立後は埋蔵予定者の追加及び変更を行うことができない。取消については墓地名義人若しくは取消希望者による書面での通知をもって受け付ける。
5. 収蔵予定者が全て死亡した時点で、収蔵予定者の納骨堂使用权は消滅し、以後は甲による管理受託期間へ移行する。
6. 収蔵予定者は、予め代理人をたてる等、自己責任のもと甲に対する死亡の連絡や納骨の手続きを行う。

7. 乙が甲に前納した特別措置懇志はいかなる理由があろうと甲は一切返金しないこととする。
8. 第5項に基づく納骨堂使用权の消滅と同時に収蔵予定者から甲に対し、本件納骨堂使用区画は無償且つ無条件で返還されるものとする。又、同様に収骨全てについても所有権を甲に対して移転するものとする。但し、甲は当合意書に基づく_____年間は収蔵区画において収骨の管理を行うものとし、管理受託期間終了後、収骨各々について下記表2の____へ合葬し、管理していた納骨堂区画の様態を原状に復す。

（表2）

	合葬先
①	築地本願寺合同墓合同区画
②	築地本願寺 和田堀廟所（総廟）
③	築地本願寺和田堀廟所（慈光院永代経扱い）

本合意書の成立を証するため本書2通を作成し甲乙記名捺印の上、各1通ずつ保有する

20____（令和____）年____月____日

（甲）東京都中央区築地三丁目15番1号

TEL 03-3541-1131

宗教法人築地本願寺

代表役員

公印

（乙）住所

TEL

納骨堂名義人

実印